

免税店 への登録や、 キャッシュレス決済 導入!

※令和6年4月1日以降の経費も対象(キャッシュレス決済導入促進助成)

支給割合
10/10

徹底強化

助成金

上限 10 万円

売上げUP!

インバウンド
販促に!

交付申請期限 令和7年1月31日(金) ※締切日当日消印有効

※交付申請後、実績報告申請を行う必要があります。実績報告申請期限:令和7年2月28日(金)

キャッシュレス決済導入促進助成金の概要

■対象となる事業者

福井県内の事業所において、令和6年4月1日以降に新たに機器を整備・運用するキャッシュレス導入事業者
※国際ブランドのカード(VISA、Mastercard®)が利用できる新たな契約をされた方が対象です
※令和6年4月1日以降にキャッシュレス決済導入済の方も助成対象です
※対象事業者は事業所単位で申請できます
※1事業所につき、1回限り

■対象となる経費

- ・キャッシュレス決済端末本体機器購入費
(ソフトウェアインストール用のタブレット、スマートフォン 等)
- ※クレジットカード、デビットカード、電子マネー、二次元コード決済など、一般的に購買に繰り返し利用できる、国内外において広く利用可能な電子的な決済手段を提供できる機器であること
- ・付属品購入費(暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダー、二次元コード・バーコードリーダー 等)
- ・設置費用
- ・インターネット回線の開設に要する工事
- ・キャッシュレス決済を提供する事業者へ支払う決済手数料
(令和6年4月1日以降にかかった分に限り)

■対象とならない経費については、要項の【Ⅲ対象経費】をご確認ください

一般免税店の登録・導入促進助成金の概要

■対象となる事業者

一般消費税免税店としての許可を税務署から受け、令和6年7月26日以降に免税店の登録・導入を新たに実施した県内に所在する事業者
※対象事業者は事業所単位で申請可
※1事業所につき、1回限り

■対象となる経費

- ・免税電子手続機器(専用レジ、パスポートリーダー、ソフトウェア等)等の導入経費
- ・免税対応にかかる通信回線の開設や配線整備
- ・免税販売開始のための専用アプリ登録費や税理士手続き代行費
- ・特殊梱包に必要なダンボール箱や袋
- ・免税対応を告知するための経費(ポップや案内看板等)
- ・その他新規免税店環境整備に必要と認められる経費

■対象とならない経費については、要項の【Ⅲ対象経費】をご確認ください

申請は郵送または専用ホームページからのオンライン申請となります。
詳しくは専用サイトでそれぞれの要項をご確認ください。

コチラから!



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です